

健生食輸発1106第1号
令和7年11月6日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(タンザニア産ごまの種子のクロルピリホス及び中国産白きくらげのアセフェート)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正：令和7年11月5日付け健生食輸発1105第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、タンザニア産ごまの種子及び中国産白きくらげのモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

なお、中国産白きくらげのアセフェートについては、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するよう願います。

記

1. 別表第2への追加

- ・タンザニア産ごまの種子及びその加工品(簡易な加工に限る。)のクロルピリホス
- ・中国産白きくらげ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のアセフェート

2. 別表第3への追加

- ・タンザニア産ごまの種子及びその加工品(簡易な加工に限る。)のクロルピリホス
(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「AST ENTERPRISES FZCO(アラブ首長国連邦)」、「AST ENTERPRISES INC(アラブ首長国連邦)」又は「H S IMPEX LTD」であるものに限る。)
- ・中国産白きくらげ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のアセフェート(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「FUJIAN MINXIANG LVGU SUPPLY CHAINS CO.,LTD」であるものに限る。)